

第 23 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月9日（金）午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 9人
 - 1 番 金子 節夫
 - 2 番 島田 信成
 - 4 番 高田 洋子
 - 5 番 齊藤 澄博
 - 6 番 横山 宏
 - 7 番 松島 章倫
 - 8 番 横山 正行
 - 9 番 中村 政五郎
 - 10 番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主任 小谷 高平
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第67号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第２３回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、９名で御座います。
会長（横山）	事務局の報告の通り、本日出席の委員は９名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第２３回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。 <会長挨拶> これより議事に入ります。議事日程第１、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第２５条第２項の規定により、議席番号７番松島章倫委員、議席番号９番中村政五郎委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。 議事日程第２、議案第６７号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。１番と２番については、関連がありますので一括で審議します。事務局より説明をお願いします。
事務局（國府田）	議案書２ページをご覧ください。議案第６７号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、所有権です。次のとおり農地法第３条第１項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和７年５月９日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号１番並びに番号２番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「ある程度大区画にして作業効率を高め規模を拡大したい」譲渡人は「高齢であり後継者もいないので、農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、１ページから４ページを参照してください。なお、申請地につきましては５月７日、１班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

会長（横山）	（挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。 3 番について、事務局より、説明をお願いします。
事務局(國府田)	番号 3 番、「贈与」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「自身で農地の管理ができないので、処分したい。」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、5 ページから 7 ページを参照してください。なお、申請地につきましては 5 月 7 日、1 班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。 議案第 6 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。1 番について、事務局より説明をお願いします。
事務局(國府田)	議案書 3 ページをご覧ください。 議案第 6 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和 7 年 5 月 9 日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号 1 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「弊社は自動制御装置の設計、製作業を営んでおります。以前から、篠塚地内の土地を従業員駐車場として使用しておりましたが、今後は使用できなくなることとなりました。新

	たに従業員駐車場として利用できる土地を探しておりましたところ、既存工場に隣接した申請地を譲ってもらえることになりましたので、露天駐車場用地として利用したく申請いたします。」とのことです。転用目的は「露天駐車場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては8ページから11ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。
5番（齊藤）	5番齊藤澄博委員 5番齊藤です。5月7日1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字馬場地内、案内図は資料の8ページ、付近状況図は9ページを参照してください。申請地は地目が山林となっていますが、現状は畑になっている状況です。その他の第2種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 2番について、事務局より説明を願います。
事務局(國府田)	番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私は現在、館林市内の共同住宅に住んでおります。結婚し家族が増えて現在の借家住宅が手狭になりました。また親の老後のことを考えた時に、市街化調整区域ではありますが、実家に近い申請地を使用貸借で借り受け、自己居住用の一般住宅を建築したく、申請します。」とのことです。

	転用目的は「一般住宅用地（使用貸借）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては 12 ページから 15 ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。
	10番小林修委員
10番（小林）	10番小林です。5月7日、1班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料の11ページ、付近状況図は12～15ページを参照してください。申請地は青少年広場から西へ100mくらいに位置し、適切に管理されている状態です。邑楽南地区地区計画地内にありその他農地の第2種農地と判断されます。1班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 議事日程第3、報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、一括して報告をお願いします。
事務局（國府田）	議案書4ページをご覧ください。報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和7年5月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。 番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議

会長（横山）	案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、16 ページを参照してください。 番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「通路用地（地役権設定）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、16 ページを参照してください。 番号 3 番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「貸家住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、16 ページを参照してください。 以上、報告いたします。 以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第 2 3 回 邑楽町農業委員会総会を閉会します。 上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。 令和 7 年 5 月 9 日 邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u> 委員 <u>松島 章倫</u> 委員 <u>中村 政五郎</u>
---------------	--